

災害に抗して

編集 感染症対策研究部会(yamada@peace.email.ne.jp)

2020・8・7 No.18

リーフ『政治利用されているコロナ災害』を

発行しました！

●パンフ『人災となった新型コロナ災害』の中間総括的な続編として、リーフ『政治利用されているコロナ災害』を発行しました。ぜひご購読願います。

●東京では危険な自宅療養が増えていますが、その対応が極めてずさんです。自治療養させているだけで、**配食サービス・買い物援助**もなども公的にしていないところがほとんどです。文京区の浅田保雄区会議員から報告です。文京区など2～3の区を除いてこの公的対応ができていないので、感染者が外出して、コンビニなどで買い物をするしかないとのこと。これは劣悪です。

目次

- ・「政治利用されているコロナ災害」・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2
- ・病院と病床を削減する計画だから入院を国民から遠ざけている・・・・ 4
- ・**資料** 文京区、新型コロナウイルス感染症対策事業・・・・・・・・・・・・ 5

感染症対策研究部会

顧問 千田 忠男（全国労働安全衛生学校学校長・同志社大学名誉教授）

相談役 福島みずほ（参議院議員） 中島 克仁（衆議院議員）

阿部ともこ（衆議院議員） 宮沢 ゆか（参議院議員）

部会長 山田 厚（全国労働安全衛生研究会代表・メールマガジン編集責任）

◆ 連絡先 甲府市北口3-7-13 （電話 055-254-4402 FAX 055-254-4403）

◆ 労安研 HP <http://rouanken.org/> Mail yamada@peace.email.ne.jp

リーフ『政治利用されているコロナ災害』

－過去・現在・未来につながる人災－

- 30分～40分で読み切れる小リーフを発行しました。これはパンフの続編ともいえるものです。リーフの内容のイメージとして、簡単に「目次」と、最初の「はじめに」と最後の「あとがきとして」を紹介いたします。ぜひご購入をお願いいたします。
- 申し込みは、次ページの3ページの注文書の内容でお願いします。

目次

- ・ 防疫・公衆衛生・医療が脆弱にされました
- ・ いのちを守らない「感染症対策」ばかりが
- ・ 憲法上の様々な諸権利が「期間停止」に
- ・ コロナを政治利用した「新たな日常」が

はじめに

コロナ感染症災害は、明らかに人災です。それは、これまでの自民党の政治、特に安倍政権の悪政によって、防疫・公衆衛生・医療介護の体制が激しく壊され、感染症に脆弱な社会にされました。その「過去の実績」です。そして今回の、国民のいのちを最優先にしない感染症防止と生活支援の間違った「現在のやり方」です。

さらには、コロナ災害を政治利用し、これから一気に目指されている憲法体制と生活・平和を破壊する「社会変革」？である「新しい社会」「新しい日常」への未来への動きです。

コロナ災害は、過去・現在・未来にわたっての悪政による人災です。先に報告させていただいたパンフ『人災となった新型コロナ災害』の続きとして、現在の実態から考えていきましょう。

あとがきとして

もし火事が勢いをまして燃え広がりはじめたなら、当然、全力を上げて鎮火し、被災者の救助と治療をするはずですが、その最中に、もっぱら「見舞金とその支給のアピール」だけなら、その火事は大火となり人災です。また「地上げに10年はかかるが、焼け野原が広がるなら国際賭博場用地が一気にできる。地域の大変革の契機として誘致したい」とするなら大火の政治利用で、とんでもない悪政です。

今の政権はこれと似ています。必要な生活・経済対策は、初動対応としての早期発見・早期隔離・早期入院が前提です。それをしないままに、半年が経過しても検査数も医療体制も不十分な状態です。しかも「コロナ共生社会」が叫ばれ、政権にとって都合のいい「社会変革」「新たな日常」のみの実現では、コロナ災害は人災であり、その政治利用をしていることになります。

いのちを守るために、この事態に気づき合い、共にいのちを奪う政治を転換させる契機としていきましょう！

(「政治利用されているコロナ災害」より)

人災に抗していのちを守ろう！

『政治利用されているコロナ災害』

－ 過去・現在・未来につながる人災 －

この小リーフは、パンフ『人災となった新型コロナ災害』の続きです。コロナ災害は、明らかに悪政によって政治利用されてきています。過去から現在、そして未来にまでの人災となりかねません。まず、このことに気づき合うためのレポートです。



目次

1. 防疫・公衆衛生・医療が脆弱にされました
2. いのちを守らない「感染症対策」ばかりが
3. 憲法上の様々な諸権利が「期間停止」に
4. コロナを政治利用した「新たな日常」が

頒 価 200円 (10冊以上送料無料)

注文方法

下記宛に FAX かメールでご注文ください

◆FAX：055-254-4403

◆メール：yamada@peace.email.ne.jp

※メールマガジン『災害に抗して』登録希望の方は上記メールアドレスへ空メールをお寄せください

発 行 一般社団法人全国労働安全衛生研究会
〒400-0024 甲府市北口3-7-13 電話：055-254-4402

政治利用されているコロナ災害	
注 文 書	御名前
	御住所 〒
	連絡先
	冊数 200円× _____ 冊 (□ + 送料100円) = 計 _____ 円 (~9冊：100円、10冊以上：送料無料で)

病院と病床を削減する計画だから入院を国民から遠ざけている！

国と東京都の公的な医療・感染症対策は、極めておかしい。感染症対策の原則は、早期発見・早期隔離・早期入院です。それをいまだに検査を遠ざけ、しかも陽性者を「**自宅療養**」「**ホテル療養**」にしています。つまり、**入院治療をさせない**のです。

ひどいのは東京です。小池知事は、いまだに「ああしないで！」「こうしないで！」の自己責任を求めるだけで、公的責任がありません。都内の自宅療養は700人以上でも仮設病院もなく、患者の食事や廃棄物処理の安全対策すらしていません。これは政権も都知事も、国民のいのちより「**病院と病床の削減計画**」を優先し、入院治療を制限したいからです。

以下は今回のリーフ『政治利用されているコロナ災害』からの引用と朝日新聞4/10の報道です。

早期隔離・早期入院ではなく 危ない「自宅療養」が

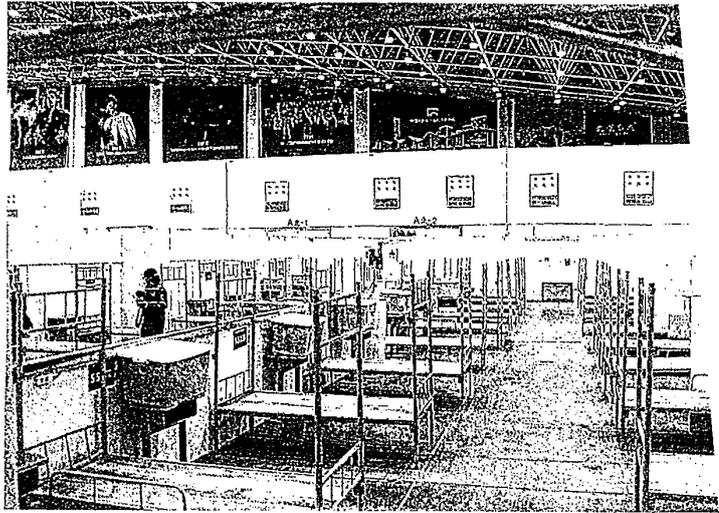
国は、初期の段階でも、感染症の基本原則である陽性者の早期発見・早期隔離・早期入院治療を行いませんでした。無症状の感染者、軽症の感染者も感染力は同じで、むしろ行動できるだけに危険です。しかし、入院治療は「重症者」のみとし、「自宅療養」にもさせていました。国際的な経験を知っていながら活かしませんでした。しかも都道府県によっても異なる対応です。病床が確保されていない東京圏・大阪・福岡などは自宅療養が多い状態となりました。これでは患者の安全性も医療の公平性もありません。

地域の感染源・「感染性廃棄物」を野

放しに

検査が不十分だと感染者が野放しになります。また「自宅療養」「ホテル療養」も家族や地域の感染を広げます。特に東京都では公的な配食提供がないために、感染者が弁当を買いに行く状況も続けられたとのことです。さらに感染者から排出されるゴミはどう扱われたのか？本来「感染性廃棄物」として専用容器での密閉と焼却など厳重な安全性が求められます。しかし厚生労働省の判断は劣悪です。排出される「場所の違い」によって、病院なら「感染性廃棄物」とし、自宅療養なら「一般の家庭ごみ」としたのです。したがって家庭・地域とゴミ収集・処理の作業員の危険性を放置し、現に感染者も発生させたのです。

武漢市内の大型展示場を改造してつくられた軽症者用の臨時病院。現在は全員退院したが、2月半ばまでほとんどのベッドが埋まっていた＝9日、中国・湖北省武漢市



2020.4.10 523

武漢 仮設病院 闘いの跡

新型コロナウイルスの感染が最初に広がった中国・武漢市で9日、ひっそりと医療機関を支えるために設けられた仮設病院を、市当局が一部外国メディアに公開した。大量のベッドを埋めた患者はすべて退院したが、現場にはウイルスとの闘いの厳しさが刻まれていた。

市担当者の案内で記者が訪れたのは、2月初旬から武漢で開設された仮設病院の一つ。軽症者を収容するために大型展示場を改造したもので、約1500床のベッドはすぐに埋まったという。約4千平方メートルのホールには今も約700床のベッドが並んでいる。

令和2年度新型コロナウイルス感染症対策事業

**新型コロナウイルス感染症に罹患した乳幼児等がいる世帯で
やむを得ず自宅療養の状況となっている方の生活を支援します**

1 対象：以下の3つの条件を満たしている世帯を対象とします。

- (1) 文京区に住所を有している区民であること。
- (2) 乳幼児又は児童が新型コロナウイルス感染症に罹患しており、やむを得ず自宅で療養の状況となっていること。
- (3) 保護者が濃厚接触者等であり、世帯構成員全員が外出を控えるよう文京保健所から依頼されていること。

2 支援内容

(1) 買い物支援

常温で取り扱えるものであって、ネット通販、コンビニ宅配等を利用しても、必要とする期日までに納品されることが困難等の急に必要とする物品を区が直接買ってお届けします。ただし、区内で容易に購入できるものに限りです。

(2) その他支援

相談先が不明な場合の相談等をお受けします。

3 費用

買い物支援において、購入した物品とレジ袋の代金をご負担ください。配達等の手数料は無料です。

4 利用の流れ

(1) 買い物支援

- ① 住所、氏名、連絡先、支援内容（品名、数量等）をメールで※区担当者まで連絡してください。
- ② 区で代金を立て替えて、物品を購入し、玄関前に置き配します。
- ③ 購入費用の納付書を送付しますので、外出可能となった後、速やかに、文京区指定金融機関の窓口において費用を納付してください。

(2) その他支援

- ① 住所、氏名、連絡先、支援内容をメールで※区担当者まで連絡してください。
- ② 内容確認のため、区担当者からメールします。

